

# 専門委員会規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第42条に定める専門委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 委員

### (選任)

第2条 各委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名

委員 45名以内

2 委員長及び委員は、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第4条 委員長は、各委員会の所管業務の範囲内において代表理事からの委任に基づき、業務を執行する。

2 委員は、委員長の業務執行を支援する。

## 第3章 委員会

### (決議)

第5条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

2 別途職務分掌規程に定める場合のほか、各所管分野における業務執行にあたり委員間で協議が必要な場合には、議事を執り行い、委員長及び委員の合意により決定する。

3 代表理事、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。

4 本規程に定めるもののほか業務執行に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

## 第4章 規程の変更

(規程の変更)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。